

## 別添資料2－1 本事業の業務内容及び事業区分（平成30年8月24日訂正版）

### 1. 事業区分及び支払区分

#### (1) 本事業に含める業務

- a. 以下の「3. 事業区分内訳表」に示す「事業区分A」「事業区分B」「事業区分C」において其々に該当する「建築の部分又は建築設備」の「設計・監理」に係る設計業務及び工事監理業務。
- b. 以下の「3. 事業区分内訳表」に示す「事業区分A」「事業区分B」「事業区分C」において其々に該当する「建築の部分又は建築設備」の「建設」に係る建設業務。
- c. 以下の「3. 事業区分内訳表」に示す「事業区分A」「事業区分B」「事業区分C」において其々に該当する「建築の部分又は建築設備」の「建設」に係る範囲の維持管理業務。
- d. 上記aからc以外の業務であって、事業者の提案により本事業に含める業務。

#### (2) 事業区分及び事業区分と支払区分の関係

各事業区分の範囲及び事業区分と支払区分の関係は以下とし、支払方法の詳細は「資料－1－3 事業費の算定及び支払方法」による。

- a. 事業区分A：本事業で実施する施設整備業務の内、「事業区分B」「事業区分C」を除く一切の範囲とする。<施設整備費A>
- b. 事業区分B：本事業で実施する施設整備業務の内、入居予定官署の要求水準に係わる内容の一部として、「3. 事業区分内訳表」の該当欄の「設計・監理」「建設」に示す範囲とする。（割賦払い）<施設整備費B>
- c. 事業区分C：本事業で実施する施設整備業務の内、入居予定官署の要求水準に係わる内容の一部として、「3. 事業区分内訳表」の該当欄の「設計・監理」「建設」に示す範囲とする。（完成引渡払い）<施設整備費C>
- d. 「事業区分A」「事業区分B」「事業区分C」において整備する「建築の部分又は建築設備」に係る維持管理費の支払区分は次による。
  - (a) 「事業区分A」「事業区分B」「事業区分C」において整備する「建築の部分又は建築設備」に係る「維持管理費」は下記(b)を除き「維持管理費（一般）」とする。
  - (b) 入居予定官署のうち横浜税関、横浜検疫所及び植物防疫所研修センターの要求水準に係わる一部機器の「定期点検等及び保守業務」及び「修繕業務」に限り、「維持管理費（特殊）」とする。
  - (c) 上記(b)の一部機器の範囲は「特殊実験室空調設備」「排水処理設備（中和・重金属処理）」「実験機器設備（プレハブ冷蔵・冷凍庫ユニット含む）」及び「横浜検疫所の専用エレベーター（小荷物専用昇降機を含む）」である。  
なお、「特殊実験室空調設備」の対象室及び「実験機器設備（プレハブ冷蔵・冷凍庫ユニット含む）」の詳細は【別添資料4－8－2】「実験設備等一覧」による。

## 2. 施設整備及び維持管理に係る区分の内訳

### (1) 事業区分内訳表の考え方

区分内訳表は、事業区分（支払区分）の内訳を示すものである。なお、関係する整備内容の設計・監理区分、工事区分の分解点を示すものであり、本事業に含まれる全ての業務を示すものではないことに留意する。

## 3. 事業区分内訳表

### ■注記

1. 事業区分Aの設計・監理は、事業区分B及び事業区分Cの設計・監理を含む（設計・監理に「(A)」と示す）。ただし、事業区分B及び事業区分Cの設計・監理に「●」がある場合はこの限りでない。
2. 電源を要する建築物の部分又は建築設備の1次側電源に係る配線、配管及び盤等に係る範囲は、事業区分Aに含む。ただし、「実験室電源配線等」は本表による。
3. 「個別空調、特殊空調」とは、一般空調A及び特殊実験室空調設備を除く部屋の空調設備である。（【別添資料4-2】「各室性能表」参照）
4. 「PFI事業内の実験機器設備」及び「PFI事業外の実験機器設備」は、【別添資料4-8-2】「実験設備等一覧」の整備区分による。
5. 実験機器設備に必要となるユーティリティの事業区分は【別添資料4-8-2】「実験設備等一覧」による。
6. 防犯設備（官署が独自に設ける設備を除く）の、防犯機器設置、配線の一部は、警備業務により調達してもよいものとする。
7. 維持管理・運営について
  - (1) 官署が独自に実施する日常清掃の対象室は、【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」清掃業務範囲欄に○と記載した室である。
  - (2) 官署が独自に実施する警備の対象室は、【別添資料4-2】「各室性能表」電気設備の防犯用センサ欄に「有」又は「(有)」と記載した室である。  
但し、緊急事態の対応については、【別添資料5-8】「警備に係る要求水準」による。

※凡例：「●」対象 / 「(A)」事業区分Aに含む

項目	No.	PFI事業内									PFI事業外	
		建築の部分又は建築設備	事業区分A <施設整備費A>			事業区分B <施設整備費B>			事業区分C <施設整備費C>			
			建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理		
施設整備共通	1	既存建物等の解体撤去に係る業務（必要な調査、必要な行政手続を含む）	一式	●	●							
	2	本施設等の整備に係る業務	右「PFI事業外」欄及び入札公告（添付する資料を含む）に特記する範囲を除く一式	以下の各項目により区分する	以下の各項目により区分する							
	3	設計（必要な調査を含む。官署が独自に行う別途工事との調整を含む）	右「PFI事業外」欄及び入札公告（添付する資料を含む）に特記する範囲を除く一式	●								
	4	埋蔵文化財調査	一式	●	●							
	5	建設工事（必要な調査を含む。官署が独自に行う別途工事との調整を含む）	右「PFI事業外」欄及び入札公告（添付する資料を含む）に特記する範囲を除く一式		●							
	6	工事監理官署が独自に行う別途工事との調整を含む）	右「PFI事業外」欄及び入札公告（添付する資料を含む）に特記する範囲を除く一式	●								
	7	必要な行政手続（官署が独自に行う手続きとの調整を含む）	一式	●	●							
	8	電波障害対策	一式	●	●							

項目	No.	PFI事業内										PFI事業外	
		建築の部分又は建築設備	事業区分A <施設整備費A>			事業区分B <施設整備費B>			事業区分C <施設整備費C>				
			建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設		
施設整備共通の特記事項													
施設整備共通の特記事項	9	官署の設置する信号装置、アンテナ類、気象計等の設置場所  構内情報通信網設備（「No. 11」で共用が可能なものの）  官署が独自に設ける構内情報通信網設備  構内交換設備（「No. 13」、「No. 14」で共用が可能なもの）  構内交換設備（官署が独自に設ける設備を除く）  官署が独自に設ける構内交換設備  防犯設備（官署が独自に設ける設備を除く） 「注記6」参照	スペース、架台、基礎、配管・配線ルート	●	●							アンテナ機器設置、配線	
	10		引込管路、P T盤	●	●								
	11		配管	●	●							P D盤、構内情報通信網機器設置、配線、電気通信事業者への手続き、負担金	
	12		引込管路、MDF盤、IDF盤、OA盤、配管配線	●	●								
	13		構内交換機器設置（電話機コードを含む）、電気通信事業者への手続き、負担金	●	●								
	14											構内交換機器設置（電話機コードを含む）、電気通信事業者への手続き、負担金	
	15		建具設置、防犯機器設置、配管配線	●	●								

項目	No.	PFI事業内										PFI事業外	
		建築の部分又は建築設備	事業区分A <施設整備費 A>			事業区分B <施設整備費 B>			事業区分C <施設整備費 C>				
			建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設		

②横浜地方検察庁分室

官署個別	16	スクリーン 映像音響機器 カーテン・暗幕 移動書架 入退室管理設備 防犯設備 「注記 7」参照 非常呼出設備 個別空調、特殊空調 自家発電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照 受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	天井埋込ボックス設置	●	●							スクリーン設置
	17		空配管、下地	●	●							映像音響機器設置、配線
	18		カーテンボックスレール設置	●	●							カーテン設置
	19		区分Cの設計・監理	●					書架本体設置 レール埋込	(A) 注記 1 参照	●	
	20		建具設置、空配管、下地	●	●							入退室管理機器設置、配線
	21		建具設置、下地 区分のC設計・監理	●	●				空配管	(A) 注記 1 参照	●	防犯機器設置、配線
	22		空配管、下地	●	●							非常呼出機器設置、配線
	23		区分のC設計・監理	●					設備一式	(A) 注記 1 参照	●	
	24		照明、一般コンセント容量による按分 区分のC設計・監理	●	●				個別空調、特殊空調、専用機器容量による按分	(A) 注記 1 参照	●	
	25		照明、一般コンセント容量による按分 区分のC設計・監理	●	●				個別空調、特殊空調、専用機器容量による按分	(A) 注記 1 参照	●	

項目	No.	PFI事業内										PFI事業外	
		建築の部分又は建築設備	事業区分A <施設整備費 A>			事業区分B <施設整備費 B>			事業区分C <施設整備費 C>				
			建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設		

③横浜保護観察所

官署個別	26	スクリーン 映像音響機器 カーテン・暗幕 自動カーテン 移動書架 事務室⑩の備品 【別添資料4-8-1】「備品等一覧」参照 防犯設備 「注記7」参照 非常呼出設備	スクリーン	天井埋込ボックス設置	●	●							スクリーン設置
	27		映像音響機器	空配管、下地	●	●							映像音響機器設置、配線
	28		カーテン・暗幕	カーテンボックスレール設置	●	●							カーテン設置
	29		自動カーテン	カーテンボックス下地 区分Cの設計・監理	●	●				自動カーテン設置 カーテンボックス レール共	(A) 注記1 参照	●	
	30		移動書架	区分Cの設計・監理	●					書架本体設置 レール埋込	(A) 注記1 参照	●	
	31		事務室⑩の備品 【別添資料4-8-1】「備品等一覧」参照	事務室⑩の備品	●	●							
	32		防犯設備 「注記7」参照	建具設置、下地 区分Cの設計・監理	●	●				防犯機器設置、配線	(A) 注記1 参照	●	セキュリティ会社 への通報機器
	33		非常呼出設備	空配管、下地	●	●							非常呼出機器設置、配線

項目	No.	PFI事業内										PFI事業外	
		建築の部分又は建築設備	事業区分A <施設整備費A>			事業区分B <施設整備費B>			事業区分C <施設整備費C>				
			建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設		

④東京入国管理局横浜支局横浜港分室

官署個別	34		個別空調、特殊空調	区分Cの設計・監理	●					設備一式	(A) 注記1 参照	●	
	35		洗面化粧台	給排水管	●	●							洗面化粧台本体設置
	36		受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	照明、一般コンセント容量による按分 区分Cの設計・監理	●	●				個別空調、特殊空調、専用機器容量による按分	(A) 注記1 参照	●	

⑤横浜税関

官署個別	37		実験室内装床仕上げ （【別添資料4-2】「各室性能表の内装仕上」：凡例「Q」の室）	区分Cの設計・監理	●					床仕上げ	(A) 注記1 参照	●	
	38		PFI事業内の実験機器設備	区分Cの設計・監理	●					本体設置 各ユーティリティー 「注記5」参照	(A) 注記1 参照	●	
	39		PFI事業外の実験機器設備	区分Cの設計・監理	●					各ユーティリティー 「注記5」参照	(A) 注記1 参照	●	本体設置
	40		スポーツフロア（武道場）	区分Cの設計・監理	●					スポーツフロア	(A) 注記1 参照	●	
	41		柔道用畳（武道場）	区分Cの設計・監理	●					置き畳	(A) 注記1 参照	●	
	42		神棚・物干レール（武道場）	下地補強	●	●							本体設置

項目	No.	PFI事業内										PFI事業外	
		建築の部分又は建築設備	事業区分A <施設整備費 A>			事業区分B <施設整備費 B>			事業区分C <施設整備費 C>				
			建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設		
	43	カーテン・暗幕	カーテンボックス レール設置	●	●							カーテン設置	
	44		移動書架	区分Cの設計・監理	●				書架本体設置 レール埋込	(A) 注記 1 参照	●		
	45		自動ドア	区分Cの設計・監理	●				自動ドア本体	(A) 注記 1 参照	●		
	46		入退室管理設備	建具設置、空配管、 下地 区分Cの設計・監理	●	●			入退室管理機器設 置、配線	(A) 注記 1 参照	●		
	47		防犯設備 「注記 7」参照	建具設置、下地 区分Cの設計・監理	●	●			防犯機器設置、配 管配線	(A) 注記 1 参照	●	セキュリティ会社 への通報機器	
	48		個別空調、特殊空調	区分Cの設計・監理	●				設備一式	(A) 注記 1 参照	●		
	49		特殊実験室空調設備						設備一式	●	●		
	50		排水処理設備（中和処理）						設備一式	●	●		
	51		洗濯機置場（制服更衣室（男子）、制服更衣室（女子））	給排水管 洗濯水洗	●	●						洗濯機パン	
	52		特殊ガス設備	機器基礎 空配管（制御・警報 配線用） 天井下地	●	●			配管ルート検討	●		設備一式	

項目	No.	PFI事業内										PFI事業外	
		建築の部分又は建築設備	事業区分A <施設整備費 A>			事業区分B <施設整備費 B>			事業区分C <施設整備費 C>				
			建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設		
	53	実験室電源配線等 【別添資料4-8-5】「専用機器一覧表」参照	区分Cの設計・監理	●					1次側電源に係る配線、配管及び盤等	(A)注記1参照	●	1次側電源以降	
	54		受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	照明、一般コンセント容量による按分 区分Cの設計・監理	●	●			個別空調、特殊空調、特殊実験室空調設備、専用機器容量による按分	(A)注記1参照	●		
⑥東京国税不服審判所横浜支所													
官署個別	55	カーテン・暗幕	カーテンボックスレール設置	●	●							カーテン設置	
	56		移動書架	区分Cの設計・監理	●				書架本体設置 レール埋込	(A)注記1参照	●		
	57		個別空調、特殊空調	区分Cの設計・監理	●				設備一式	(A)注記1参照	●		
	58		受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	照明、一般コンセント容量による按分 区分Cの設計・監理	●	●			個別空調、専用機器容量による按分	(A)注記1参照	●		
⑦横浜中税務署													
官署個別	59		カーテン・暗幕	カーテンボックス レール設置	●	●						カーテン設置	
	60		移動書架	区分Cの設計・監理	●				書架本体設置 レール埋込	(A)注記1参照	●		
	61		税理士名簿掲示板(屋外)	区分Cの設計・監理	●				基礎、掲示板本体設置	(A)注記1参照	●		

項目	No.	PFI事業内										PFI事業外	
		建築の部分又は建築設備	事業区分A <施設整備費A>			事業区分B <施設整備費B>			事業区分C <施設整備費C>				
			建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設		
	62	非常呼出設備 個別空調、特殊空調 受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	非常呼出設備 空配管、下地	●	●							非常呼出機器設置、配線	
	63		個別空調、特殊空調 区分Cの設計・監理	●					設備一式	(A) 注記1 参照	●		
	64		受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	照明、一般コンセント容量による按分 区分Cの設計・監理	●	●			個別空調、特殊空調、専用機器容量による按分	(A) 注記1 参照	●		
	65		監視カメラ設備 空配管、下地	●	●							監視カメラ機器設置、配線	

⑧横浜検疫所

官署 個別	66	展示の企画・施工（検疫歴史資料展示室） 展示に係る内装仕上、他（検疫歴史資料展示室） 移動書架 PFI事業内の実験機器設備 PFI事業外の実験機器設備 個別空調、特殊空調	展示の企画・施工（検疫歴史資料展示室） 別途工事との調整	●	●							展示の企画、設計・管理、施工
	67		展示に係る内装仕上、他（検疫歴史資料展示室） 大部屋内装仕上（設備共）	●	●							展示演出のためのパネル壁、展示什器等一式、展示照明
	68		移動書架 区分Bの設計・監理	●		書架本体設置 レール埋込	(A) 注記1 参照	●				
	69		PFI事業内の実験機器設備 区分Bの設計・監理	●		本体設置 各ユーティリティ 「注記5」参照	(A) 注記1 参照	●				
	70		PFI事業外の実験機器設備 区分Bの設計・監理	●		各ユーティリティ 「注記5」参照	(A) 注記1 参照	●				本体設置
	71		個別空調、特殊空調 区分Bの設計・監理	●		設備一式	(A) 注記1 参照	●				

項目	No.	PFI事業内										PFI事業外	
		建築の部分又は建築設備	事業区分A <施設整備費A>			事業区分B <施設整備費B>			事業区分C <施設整備費C>				
			建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設		
	72	特殊実験室空調設備				設備一式	●	●					
	73		洗面化粧台	給排水管	●	●						洗面化粧台本体設置	
	74		スクリーン	天井埋込ボックス設置	●	●						スクリーン設置	
	75		映像音響機器	空配管、下地	●	●						映像音響機器設置、配線	
	76		実験室内装床仕上げ （【別添資料4-2】「各室性能表」の内装仕上：凡例「Q」の室の内、「感染症第二検査室エアロック室」「感染症第二検査室」を除く室）	区分Bの設計・監理	●	床仕上げ	(A) 注記1 参照	●					
	77		実験室内装仕上げ（感染症第二検査室エアロック室、感染症第二検査室）	区分Bの設計・監理	●	内装仕上げ全体	(A) 注記1 参照	●					
	78		カーテン・暗幕	カーテンボックスレール設置	●	●						カーテン設置	
	79		移動書架	区分Bの設計・監理	●	書架本体設置 レール埋込	(A) 注記1 参照	●					
	80		自動スライドドア	区分Bの設計・監理	●	自動スライドドア 本体設置	(A) 注記1 参照	●					

項目	No.	PFI事業内									PFI事業外	
		建築の部分又は建築設備	事業区分A <施設整備費A>			事業区分B <施設整備費B>			事業区分C <施設整備費C>			
			建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理		
	81	入退室管理設備 【別添資料4-8-4】「入居官署電気設備性能書」参照	建具設置、空配管、下地 区分Bの設計・監理	●	●	入退室管理機器設置、配線	(A) 注記1 参照	●			入退室管理機器設置、配線	
	82		殺菌灯	下地 区分Bの設計・監理	●	●	殺菌灯機器設置、配管配線	(A) 注記1 参照	●			
	83		シャワー設備	区分Bの設計・監理	●		シャワーブース 給排水	(A) 注記1 参照	●			
	84		特殊ガス設備	機器基礎 空配管（制御・警報 配線用） 天井下地	●	●	配管ルート検討	●	●		設備一式	
	85		圧縮空気設備	機器基礎	●	●	配管ルート検討	●			設備一式	
	86		プレハブ冷蔵・冷凍庫ユニット	区分Bの設計・監理	●		設備一式	(A) 注記1 参照	●			
	87		専用EV（小荷物専用昇降機を設置する場合の費用を含む）	区分Bの設計・監理	●		本体設置	(A) 注記1 参照	●			
	88		排水処理設備（中和・重金属処理）				設備一式	●	●			
	89		実験室電源配線等 【別添資料4-8-5】「専用機器一覧表」参照	区分Bの設計・監理	●		1次側電源に係る 配線、配管及び盤等	(A) 注記1 参照	●		1次側電源以降	

項目	No.	PFI事業内										PFI事業外	
		建築の部分又は建築設備	事業区分A <施設整備費A>			事業区分B <施設整備費B>			事業区分C <施設整備費C>				
			建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設		
	90	受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	照明、一般コンセント容量による按分 区分Bの設計・監理	●	●	個別空調、特殊空調、特殊実験室空調設備、専用機器容量による按分	(A) 注記1 参照	●					
	91		自家発電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	照明、一般コンセント容量による按分 区分Bの設計・監理	●	●	個別空調、特殊空調、特殊実験室空調設備、専用機器容量による按分	(A) 注記1 参照	●				

⑨横浜公共職業安定所

官署個別	92	個別空調、特殊空調  受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	区分Cの設計・監理	●								設備一式
	93		照明、一般コンセント容量による按分 区分Cの設計・監理	●	●				個別空調、特殊空調、専用機器容量による按分	(A) 注記1 参照	●	

⑩植物防疫所研修センター

官署個別	94	耐薬品床（【別添資料4-2】 「各室性能表」の内装仕上：凡例「Q」の室）  並行移動書架  PFI事業内の実験機器設備  PFI事業外の実験機器設備	区分Cの設計・監理	●					床仕上げ	(A) 注記1 参照	●	
	95		区分Cの設計・監理	●					書架本体設置 レール埋込	(A) 注記1 参照	●	
	96		区分Cの設計・監理	●					本体設置 各ユーティリティ 「注記5」参照	(A) 注記1 参照	●	
	97		区分Cの設計・監理	●					各ユーティリティ 「注記5」参照	(A) 注記1 参照	●	本体設置

項目	No.	PFI事業内										PFI事業外	
		建築の部分又は建築設備	事業区分A <施設整備費 A>			事業区分B <施設整備費 B>			事業区分C <施設整備費 C>				
			建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設		
	98	個別空調、特殊空調  特殊実験室空調設備  シャワー設備  排水処理設備（中和処理）  実験室電源配線等 【別添資料4-8-5】「専用機器一覧表」参照  受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	区分Cの設計・監理	●					設備一式	(A) 注記1 参照	●		
	99								設備一式	●	●		
	100		区分Cの設計・監理	●					給排水管 シャワーブース	(A) 注記1 参照	●		
	101								設備一式	●	●		
	102			●					1次側電源に係る 配線、配管及び盤等	(A) 注記1 参照	●	1次側電源以降	
	103		照明、一般コンセント容量による按分 区分Cの設計・監理	●	●				個別空調、特殊空調、特殊実験室空調設備、専用機器容量による按分	(A) 注記1 参照	●		

⑫横浜国道事務所

官署個別	104	カーテン・暗幕  入退室管理設備  防犯設備 「注記7」参照	カーテンボックス レール設置	●	●							カーテン設置
	105		建具設置、空配管、下地 区分Bの設計・監理	●	●	入退室管理機器設置、配線	(A) 注記1 参照	●				
	106		建具設置、下地 区分Cの設計・監理	●	●	防犯機器設置、配管配線	(A) 注記1 参照	●				セキュリティ会社 への通報機器

項目	No.	PFI事業内										PFI事業外	
		建築の部分又は建築設備	事業区分A <施設整備費 A>			事業区分B <施設整備費 B>			事業区分C <施設整備費 C>				
			建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設		
	107	マルチスクリーン	空配管、下地	●	●							マルチスクリーン ム設置、配線	
	108		個別空調、特殊空調	区分Bの設計・監理	●	設備一式	(A) 注記1 参照	●					
	109		不活性ガス消火設備	区分Bの設計・監理	●	消火設備一式	(A) 注記1 参照	●					
	110		洗面化粧台	給排水管	●	●						洗面化粧台本体設 置	
	111		無線通信機器	空配管	●	●						無線通信機器設 置、配線	
	112		道路情報機器	空配管	●	●						道路情報機器設 置、配線	
	113		受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の 按分表」参照	照明、一般コンセン ト容量による按分 区分Bの設計・監理	●	●	個別空調、特殊空 調、専用機器容量 による按分	(A) 注記1 参照	●				
	114		自家発電設備 「4. 受変電・自家発電設備の 按分表」参照	照明、一般コンセン ト容量による按分 区分Bの設計・監理	●	●	個別空調、特殊空 調、専用機器容量 による按分	(A) 注記1 参照	●				
	115		96時間分のオイルタンク	オイルタンク	●							オイルタンク設置	
	116		光自営線	引込配管、配線ス ペース	●	●						光自営線設置、電 気通信事業者への 手続き、負担金	

項目	No.	PFI事業内										PFI事業外	
		建築の部分又は建築設備	事業区分A <施設整備費 A>			事業区分B <施設整備費 B>			事業区分C <施設整備費 C>				
			建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設		
	117	雨量計	架台設置、空配管	●	●							雨量計機器設置、配線	
	118		積雪深計	架台設置、空配管	●	●						積雪深計機器設置、配線	
	119		風向風速計	架台設置、空配管	●	●						風向風速計機器設置、配線	
	120		屋上監視カメラ	架台設置、空配管	●	●						風向風速計機器設置、配線	

⑬京浜港湾事務所

官署個別	121	スクリーン 映像音響機器 非常呼出設備 個別空調、特殊空調 流し台（給排水設備） ミニキッチン 洗濯機置場（災害対策準備室）	天井埋込ボックス設置	●	●							スクリーン設置
	122		空配管、下地	●	●							映像音響機器設置、配線
	123		空配管、下地	●	●							非常呼出機器設置、配線
	124		区分Cの設計・監理	●					設備一式	(A) 注記1 参照	●	
	125		給排水管	●	●							流し台本体設置
	126		給排水管	●	●							洗濯機パン

項目	No.	PFI事業内										PFI事業外	
		建築の部分又は建築設備	事業区分A <施設整備費 A>			事業区分B <施設整備費 B>			事業区分C <施設整備費 C>				
			建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設		
	127	自家発電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	照明、一般コンセント容量による按分 区分Cの設計・監理	●	●				個別空調、特殊空調、専用機器容量による按分	(A)注記1参照	●		
	128		受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	照明、一般コンセント容量による按分 区分Cの設計・監理	●	●			個別空調、特殊空調、専用機器容量による按分	(A)注記1参照	●		
	129		大型映像表示装置、副映像表示装置、テレビ会議システム	配管、下地	●	●						大型映像表示装置、副映像表示装置設置、配線	

⑭横浜營繕事務所

官署個別	130	カーテン・暗幕	カーテンボックスレール設置	●	●							カーテン設置
	131	移動書架	区分Cの設計・監理	●		書架本体設置 レール埋込	(A)注記1参照	●				
	132	個別空調、特殊空調	区分Cの設計・監理	●		設備一式	(A)注記1参照	●				
	133	洗面化粧台	給排水管	●	●							洗面化粧台本体設置
	134	自家発電設備 「4. 受変電・自家発電設備の事業区分フロー」参照	照明、一般コンセント容量による按分 区分Cの設計・監理	●	●	個別空調、特殊空調、専用機器容量による按分	(A)注記1参照	●				

項目	No.	PFI事業内										PFI事業外	
		建築の部分又は建築設備	事業区分A <施設整備費A>			事業区分B <施設整備費B>			事業区分C <施設整備費C>				
			建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設	建築の部分又は建築設備	設計・監理	建設		
	135	受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	照明、一般コンセント容量による按分 区分Cの設計・監理	●	●	個別空調、特殊空調、専用機器容量による按分	(A) 注記1 参照	●				オイルタンク設置	
	136		96時間分のオイルタンク	オイルタンク	●								
	137	監視カメラ設備	空配管、下地	●	●							監視カメラ機器設置、配線	
⑯東京湾海上交通センター													
官署個別	138	個別空調、特殊空調 船舶動静監視テレビ装置 船舶通航信号装置 受変電設備 「4. 受変電・自家発電設備の按分表」参照	区分Cの設計・監理	●					機器設置	(A) 注記1 参照	●		
	139		架台設置、空配管	●	●							船舶動静監視テレビ装置設置	
	140		架台設置、空配管	●	●							船舶通航信号装置設置	
	141		照明、一般コンセント容量による按分 区分Cの設計・監理	●	●				専用機器容量による按分	(A) 注記1 参照	●		

#### 4. 受変電・自家発電設備の按分表

入居官署名	受変電設備 按分の比率	自家発電設備 按分の比率
本施設等(区分A)	49.965	74.811
①神奈川行政評価事務所	0.000	0.000
②横浜地方検察庁分室	1.323	0.645
③横浜保護観察所	0.000	0.000
④東京入国管理局横浜支局横浜港分室	0.107	0.000
⑤横浜税関	6.166	0.000
⑥東京国税不服審判所横浜支所	0.109	0.000
⑦横浜中税務署	0.685	0.000
⑧横浜検疫所	37.403	15.503
⑨横浜公共職業安定所	0.731	0.000
⑩植物防疫所研修センター	1.398	0.000
⑪横浜通商事務所	0.000	0.000
⑫横浜国道事務所	1.529	7.751
⑬京浜港湾事務所	0.296	0.645
⑭横浜營繕事務所	0.263	0.645
⑮東京湾海上交通センター	0.025	0.000

按分比率ごとの費用を算出するにあたり、それぞれ1円未満の端数が生じた場合は、

これを切り捨てるものとし、差額として生じた端数は、すべて本施設等(区分A)に合算する。